公立大学法人北九州市立大学評価委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人北九州市立大学評価委員会条例(平成16年北九州市条例第61号)第7条の規定に基づき、公立大学法人北九州市立大学評価委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

- 第2条 委員会の会議は、公開して行う。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。
- 第3条 委員長は、別紙1のとおり、傍聴にあたっての要領を定める。

(議事録等)

第4条 委員会の議事録は公表する。公表方法については、市のホームページ を利用する。

(評価結果、意見等の公表)

第5条 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に規定する評価結果、改善勧告の内容、市長が認可・承認する際の意見、所要の措置を講じる際の意見及び報酬等支給基準に対する意見の申出については、市のホームページを利用し公表する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年2月7日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年2月23日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

傍 聴 要 領

公立大学法人北九州市立大学評価委員会

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、事務局の 指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了 します。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) 鉢巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話、ポケットベルなどは受信音などをださないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音などは行わないこと。 ただし、委員会の委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法に より公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、委員会の委員長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを 改めないときは、退場していただく場合があります。